

那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名、住所及び登録番号

指名停止措置業者名	住所	業者番号
(株) トーニチコ ンサルタント	東京都渋谷区本町1- 13-3	E020000265

2 指名停止措置期間

令和8年3月16日から令和8年6月15日まで 3か月間

3 指名停止措置の適用範囲

那珂市が発注する建設工事等

4 事実概要

(株) トーニチココンサルタントは、特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止理由

(那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要項別表第2第6号)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(4号及び5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から6月以上12月以内

第4条 指名停止の期間の特例

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。